

授 権 書

学友会は、

中少星火文化発展(北京)有限公司
北京星空高科網絡有限公司

に対しまして、学友会の中国における唯一の代理機関として中国での業務活動を協力し、下記の権限を与えます。

主な授権内容は

- 1、学友会の日本国内教育協力機関(公立・私立大学及びその他の専門学校等)は中国国内での学生募集業務を実施すること。
- 2、日中両国の青少年の友好交流、相互訪問、短期留学、短期研修、夏休み・冬休み修学旅行などの活動を実施すること。

となります。

授権者： 一般社団法人 学友会

授権期限： 2018年5月1日～2021年4月30日